

尼崎市都市公園条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(公園施設の設置の基準)</p> <p>第1条の3</p> <p><u>3 法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、政令第6条第6項に規定する建築物に限り、当該建築物の建築面積の総計の公園の敷地面積に対する割合は100分の10以下とする。</u></p> <p><u>4 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第62条の7第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、政令第6条第7項に規定する建築物に限り、当該建築物の建築面積の総計の公園の敷地面積に対する割合は100分の10以下とする。</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p>(特定公園の管理)</p> <p>第22条 記念公園、橘公園、<u>中央公園</u>、西向島公園、猪名川公園、<u>小田南公園</u>及び尼崎城址公園（以下「特定公園」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p>	<p>(公園施設の設置の基準)</p> <p>第1条の3</p> <p><u>3 略</u></p> <p>(特定公園の管理)</p> <p>第22条 記念公園、橘公園、<u>小田南公園</u>、西向島公園、猪名川公園及び尼崎城址公園（以下「特定公園」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p>

尼崎市民広場の設置及び管理に関する条例（第2条関係）

改正後	現 行
<p>(行為の制限)</p> <p>第4条 広場において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p><u>2 市長は、前項各号に掲げる行為が次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、同項の許可をすることができる。</u></p> <p><u>(1) 公衆の広場の利用に支障を及ぼすおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(2) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(3) 広場の施設又は設備、工作物その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。</u></p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第5条 広場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。<u>ただし、第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる行為に限り、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 広場の施設若しくは付属設備を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれがある行為</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告及びこれに類するものを表示すること。</u></p> <p><u>(4) 他の利用者に危害を加え、又は迷惑を及ぼす行為</u></p> <p><u>(5)・(6) 略</u></p> <p><u>(7) その他規則で定める行為</u></p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第4条 広場において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、<u>規則で定めるところにより</u>、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p><u>2 市長は、前項各号に掲げる行為が公衆の広場の利用に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、公序良俗に反するおそれがないと認められる場合に限り、同項の許可を与えることができる。</u></p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第5条 広場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p><u>(1) 広場を損傷し、又は汚損すること。</u></p> <p><u>(2) 施設、工作物その他の物件を損壊すること。</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) はり紙若しくははり札をし、又は広告及びこれに類するものを表示すること。</u></p> <p><u>(5) 他の利用者に危害を加え、又は迷惑を及ぼすこと。</u></p> <p><u>(6)・(7) 略</u></p> <p><u>(8) その他規則で定める事項</u></p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、</p>

規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、広場の原状への回復、広場からの退去その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(1) この条例の規定による許可を受けた者が偽りその他不正の手段により当該許可を受けたとき。

(2) この条例の規定による許可を受けた者が当該許可の条件に違反したとき。

(3) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為があったとき。

(4) 公衆の広場の利用に著しい支障が生ずるとき。

(5) その他市長が広場の管理上支障があり、又は公益上やむを得ない必要があると認めるとき。

2 市は、前項の規定による処分を受けた者が、当該処分によって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

(原状回復義務等)

第11条 自己の責めに帰すべき事由により広場の施設又は付属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(広場の管理)

第12条 広場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることが

市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復義務等)

第10条 広場の施設又は設備その他の物件を汚損し、き損し、又は滅失させた者は、直ちにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

できる。

(指定管理者の指定の申請)

第13条 指定管理者の指定を受けようとする

法人等は、規則で定めるところにより、指定
管理者指定申請書に事業計画書その他規則で
定める書類を添えて市長に提出しなければな
らない。

(指定管理者の選定)

第14条 市長は、前条の規定による申請があ

ったときは、その申請の内容を次の各号に掲
げる基準に照らして審査し、広場の管理を行
わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定
を受けるべきものとして選定するものとし
る。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 広場の効用を最大限に発揮させるととも
に、その管理に係る経費の縮減が図られる
ものであること。
- (3) 広場の管理を安定して行う能力を有して
いること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、広場の設置
目的を達成するために十分な能力を有して
いること。

(指定管理者の指定等の公告)

第15条 市長は、前条の規定により選定した

法人等を指定管理者に指定したときは、その
旨を公告するものとする。地方自治法第24
4条の2第11項の規定により指定管理者の
指定を取り消し、又は管理の業務の全部若し
くは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第16条 指定管理者は、次の各号に掲げる業

務を行うものとする。

- (1) 広場においてする行為（第4条第1項各
号及び第5条第3号に掲げる行為に限る。）
の許可、その取消しその他広場の利用に関
すること。
- (2) 広場においてする行為（第4条第1項各

<p>号に掲げる行為に限る。)に係る使用料の徴収、減免及び還付に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) <u>広場の施設及び付属設備の維持管理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>その他市長が必要と認める業務</u> <u>(指定管理者が行う管理の基準)</u></p> <p><u>第17条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、広場の管理を行わなければならない。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第18条 略</u></p>	<p>(委任)</p> <p><u>第11条 略</u></p>
---	----------------------------------

尼崎市民広場の設置及び管理に関する条例施行規則

改正後	現 行
<p><u>(指定申請の公告)</u></p> <p>第7条 市長は、<u>条例第12条の規定により広場の管理を行わせるため、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を公告するものとする。</u></p> <p>(1) <u>施設の名称及び所在地</u></p> <p>(2) <u>指定管理者が行う業務の範囲</u></p> <p>(3) <u>指定管理者の指定の予定期間</u></p> <p>(4) <u>条例第13条の規定による指定の申請（以下「指定申請」という。）の方法</u></p> <p>(5) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p><u>(指定申請の方法)</u></p> <p>第8条 <u>指定申請は、市長が定める受付期間内に行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>条例第13条の規則で定める書類は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）</u></p> <p>(2) <u>役員（法人以外の団体にあつては、これに相当する者）の名簿及び履歴書</u></p> <p>(3) <u>法人等が指定申請を行う日の属する事業年度（以下「申請年度」という。）における当該法人等の事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）</u></p> <p>(4) <u>法人等（申請年度に設立された法人等を除く。）の申請年度の前事業年度における事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）</u></p> <p>(5) <u>申請年度における財産目録</u></p> <p>(6) <u>組織及び運営に関する事項を記載した書類</u></p> <p>(7) <u>その他市長が必要と認める書類</u></p> <p><u>(指定管理者の指定等の通知)</u></p>	

第9条 市長は、指定管理者を指定したときは、その旨を指定管理者指定通知書により当該指定された法人等に通知するものとする。

2 市長は、指定申請を行った法人等を指定管理者に指定しなかったときは、その旨を指定管理者不指定通知書により当該指定されなかった法人等に通知するものとする。

(協定の締結)

第10条 指定管理者は、広場の管理に関し、次の各号に掲げる事項について、市長と協定を締結するものとする。

(1) 条例第16条各号に掲げる業務に関すること。

(2) 尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号）の運用に関すること。

(3) 尼崎市個人情報保護条例（平成16年尼崎市条例第48号）の運用に関すること。

(4) 指定管理者が行う業務に要する費用及びその支払方法に関すること。

(5) 地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書の作成及び提出に関すること。

(6) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消し及び管理の業務の全部又は一部の停止に関すること。

(7) その他市長が必要と認める事項

尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（第3条関係）

改正後	現 行
<p>(定義)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車（以下「自転車」という。）及び同項第10号に規定する原動機付自転車（以下「原動機付自転車」という。）<u>並びに道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に掲げる大型自動2輪車及び普通自動2輪車（これらの自動車のうち側車付きのものを除く。以下「2輪自動車」という。）をいう。</u></p> <p>(名称等)</p> <p>第4条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、一時利用に限り、自転車を駐車させることができない駐車場に自転車を、原動機付自転車を駐車させることができない駐車場に原動機付自転車を、<u>2輪自動車を駐車させることができない駐車場に2輪自動車を駐車させることができる。</u></p> <p>(駐車許可)</p> <p>第6条 駐車場<u>（一時利用にあつては、規則で定める駐車場を除く。以下この条、次条、第8条第2項及び第15条第1号において同じ。）</u>を利用しようとする者は、自転車等1台ごとに、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可（以下「駐車許可」という。）をしない<u>ことができる。</u></p> <p>(2) <u>駐車させようとする自転車等が駐車場での駐車が困難な形体のものであるとき。</u></p> <p>(3) <u>駐車させようとする自転車等に発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。</u></p> <p>(駐車券等)</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車（以下「自転車」という。）及び同項第10号に規定する原動機付自転車（以下「原動機付自転車」という。）<u>をいう。</u></p> <p>(名称等)</p> <p>第4条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、一時利用に限り、自転車を駐車させることができない駐車場に自転車を、原動機付自転車を駐車させることができない駐車場に原動機付自転車を駐車させることができる。</p> <p>(駐車許可)</p> <p>第6条 駐車場を利用しようとする者は、自転車等1台ごとに、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可（以下「駐車許可」という。）をしない<u>ものとする。</u></p> <p>(2) <u>駐車しようとする自転車等が駐車場での駐車が困難な形体のものであるとき。</u></p> <p>(3) <u>駐車しようとする自転車等に発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。</u></p> <p>(駐車券等)</p>

第8条 市長は、駐車許可をしたときは、当該駐車許可を申請した者に利用許可書及び駐車券（一時利用に係る駐車許可にあつては、駐車券に限る。）を交付するものとする。

（料金）

第10条 駐車場を利用する者は、次に掲げる駐車場の利用の区分に応じ、当該号に定める金額の範囲内で規則で定める額の駐車料金（以下「料金」という。）を前納しなければならない。ただし、規則で定める場合においては、後納しなければならない。

（駐車標章）

第11条 市長は、定期許可利用者（更新許可を受けた者を含む。次条を除き、以下同じ。）から前条第1項の規定により定期利用料が前納されたときは、駐車標章を当該定期許可利用者に交付するものとする。

（譲渡等の禁止）

第12条 許可利用者（定期許可利用者にあつては更新許可を受けた者を含み、法人等にあつては従業員等利用者を含む。）は、駐車場を利用する権利並びに駐車券及び駐車標章を他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は担保に供してはならない。

（禁止行為）

第13条 駐車場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（届出事項）

第14条 定期許可利用者は、氏名又は住所（法人等にあつては、名称若しくは主たる事務所の所在地又はその代表者の氏名）を変更した場合その他規則で定める場合は、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（不法駐車等に対する措置）

第8条 市長は、駐車許可をしたときは、当該駐車許可を申請した者に利用許可書及び駐車券（一時利用に係る駐車許可にあつては、駐車券に限る。）を交付するものとする。ただし、規則で定める駐車場について一時利用に係る駐車許可をしたときは、この限りでない。

（料金）

第10条 許可利用者（定期許可利用者にあつては、更新許可を受けた者を含む。以下同じ。）は、次に掲げる駐車場の利用の区分に応じ、当該号に定める金額の範囲内で規則で定める額の駐車料金（以下「料金」という。）を前納しなければならない。ただし、規則で定める場合においては、後納しなければならない。

（駐車標章）

第11条 市長は、定期許可利用者（更新許可を受けた者を含む。以下同じ。）から前条第1項の規定により定期利用料が前納されたときは、駐車標章を当該定期許可利用者に交付するものとする。

（譲渡等の禁止）

第12条 許可利用者（法人等にあつては、従業員等利用者を含む。第14条及び第18条を除き、以下同じ。）は、駐車場を利用する権利並びに駐車券及び駐車標章を他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は担保に供してはならない。

（禁止行為）

第13条 許可利用者は、駐車場内において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（届出事項）

第14条 許可利用者は、氏名又は住所（法人等にあつては、名称若しくは主たる事務所の所在地又はその代表者の氏名）を変更した場合その他規則で定める場合は、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（不法駐車等に対する措置）

第15条 略

- (1) 駐車許可を受けずに駐車場に駐車させている自転車等
- (2) 一時利用にあつては、駐車場に入庫させた日から引き続き3日（第7条の規定により一時利用期間を申告して一時利用に係る駐車許可を受けた場合は、当該一時利用期間満了後引き続き3日）以上駐車場に駐車させている自転車等

(入庫の禁止等)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場への自転車等の入庫を禁止し、駐車許可を取り消し、駐車許可の条件を変更し、又は駐車場の利用の停止若しくは駐車場からの自転車等の撤去を命ずることができる。

- (1) 第13条各号に掲げる行為を行うおそれがあるとき。
- (2) 許可利用者（定期許可利用者にあつては、更新許可を受けた者を含む。以下同じ。）が、偽りその他不正の手段により、駐車許可を受け、又は第8条第1項の規定による駐車券の交付若しくは第11条第1項の規定による駐車標章の交付を受けたとき。
- (3) 許可利用者が駐車許可の条件に違反したとき。
- (4) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為があつたとき。
- (5) その他市長が駐車場の管理上支障があると認めるとき。

2 本市は、前項の規定による処分を受けた者が、当該処分によって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

(原状回復義務等)

第17条 自己の責めに帰すべき事由により駐

第15条 略

- (1) 駐車許可を受けずに駐車場に駐車している自転車等
- (2) 一時利用に係る駐車許可を受けた日から引き続き3日（第7条の規定により一時利用期間を申告して一時利用に係る駐車許可を受けた場合は、当該一時利用期間満了後引き続き3日）以上駐車場に駐車している自転車等

(駐車許可の取消し等)

第16条 市長は、許可利用者が次のいずれかに該当するときは、駐車許可を取り消し、駐車場の利用の停止を命じ、又はこれらの処分をしたうえで駐車場からの自転車等の撤去を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、駐車許可を受け、又は第8条第1項の規定による駐車券の交付若しくは第11条第1項の規定による駐車標章の交付を受けたとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

2 本市は、前項の規定による駐車許可の取消し、駐車場の利用の停止の命令又は自転車等の撤去の命令を受けた者が、これらの処分によって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

(原状回復義務等)

第17条 自己の責めに帰すべき事由により駐

車場の施設又は付属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市は、駐車場においてその利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害について賠償等の責任を負わない。

(2) 自転車等の相互の接触、盗難等により生じた損害

(3) その他市の責めに帰すべきでない事由により生じた損害

(指定管理者が行う業務の範囲)

第23条 略

(1) 駐車場の利用及びその制限に関すること。

(2) 料金（尼崎市立阪神尼崎駅西自転車駐車場及び尼崎市立阪神尼崎駅北自転車駐車場（以下「特定自転車等駐車場」という。）にあっては、第25条第1項に規定する利用料金）の徴収、減免及び還付に関すること。

(利用料金)

第25条 第19条の規定により指定管理者に特定自転車等駐車場の管理を行わせる場合にあつては、特定自転車等駐車場を利用しようとする者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金は、別表第2（摘要を除く。）及び別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

4 利用料金を徴収する時期は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。当該時期を変更しようとするときも、同様とする。

車場の施設又は設備その他の物件を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 本市は、駐車場において許可利用者に次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害について賠償等の責任を負わない。

(2) 許可利用者又は自転車等の相互の接触、盗難等により生じた損害

(3) その他本市の責めに帰すべきでない事由により生じた損害

(指定管理者が行う業務の範囲)

第23条 略

(1) 駐車許可、その取消しその他駐車場の利用に関すること。

(2) 料金の徴収、減免及び還付に関すること。

5 第10条第2項及び第3項の規定は、利用料金について準用する。この場合において、同条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第3項ただし書中「ただし、」とあるのは「ただし、指定管理者が」と読み替えるものとする。

(委任)

第26条 略

別表第1

名称	位置	自転車等の種別
ニ崎市立立花駅第2自転車駐車場	略	自転車及び原動機付自転車
ニ崎市立立花駅第3自転車駐車場	略	自転車及び原動機付自転車
ニ崎市立立花駅第5自転車駐車場	略	自転車及び原動機付自転車
ニ崎市立立花駅第6自転車駐車場	略	自転車及び原動機付自転車
ニ崎市立立花駅第7自転車駐車場	略	自転車及び原動機付自転車
ニ崎市立阪神尼崎駅西自転車駐車場	ニ崎市神田 中通3丁目	自転車等
ニ崎市立阪神尼崎駅北自転車駐車場	ニ崎市神田 中通1丁目	自転車

別表第2

区分	金額（1回1台につき）
----	-------------

(委任)

第25条 略

別表第1

名称	位置	自転車等の種別
ニ崎市立立花駅第2自転車駐車場	略	自転車等
ニ崎市立立花駅第3自転車駐車場	略	自転車等
ニ崎市立立花駅第5自転車駐車場	略	自転車等
ニ崎市立立花駅第6自転車駐車場	略	自転車等
ニ崎市立立花駅第7自転車駐車場	略	自転車等

別表第2

区分	金額
----	----

自転車	1日につき160円
原動機付自転車 及び2輪自動車	1日につき310円
摘要 規則で定める場合における金額の算定方法は、規則で定める。	

別表第3

区分	金額（1台につき）	
	1月	3月
自転車	2,200円	6,170円
原動機付自転車	略	略
2輪自動車 （総排気量が 0.125リ ットル以下の もの及び定格 出力が1キロ ワット以下の ものに限る。）	3,140円	9,010円
2輪自動車 （総排気量が 0.125リ ットルを超え るもの及び定 格出力が1キ ロワットを超 えるものに限 る。）	3,670円	10,480 円

自転車	1日1回につき150円
原動機付自転 車	1日1回につき300円
摘要 規則で定める場合における金額の算定方法は、規則で定める。	

別表第3

区分	金額	
	1月	3月
自転車	2,100円	5,900円
原動機付自転 車	略	略

尼崎市立城内地区自動車駐車場の設置及び管理に関する条例（第5条関係）

改正後	現 行
<p><u>(駐車場の管理)</u></p> <p><u>第12条 駐車場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</u></p> <p><u>(指定管理者の指定の申請)</u></p> <p><u>第13条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところにより、指定管理者指定申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(指定管理者の選定)</u></p> <p><u>第14条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、駐車場の管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。</u></p> <p><u>(1) 市民の平等な利用が確保されること。</u></p> <p><u>(2) 駐車場の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</u></p> <p><u>(3) 駐車場の管理を安定して行う能力を有していること。</u></p> <p><u>(4) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。</u></p> <p><u>(指定管理者の指定等の公告)</u></p> <p><u>第15条 市長は、前条の規定により選定した法人等を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又はその管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様と</u></p>	

<p><u>する。</u></p> <p><u>(指定管理者が行う業務の範囲)</u></p> <p><u>第16条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 駐車場の利用及びその制限に関すること。</u></p> <p><u>(2) 料金の徴収、減免及び還付に関すること。</u></p> <p><u>(3) 駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。</u></p> <p><u>(4) その他市長が必要と認める業務</u></p> <p><u>(指定管理者が行う管理の基準)</u></p> <p><u>第17条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、駐車場の管理を行わなければならない。</u></p> <p><u>第18条・第19条 略</u></p>	<p><u>第12条・第13条 略</u></p>
---	---------------------------

尼崎市立城内地区自動車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則(令和2年尼崎市規則第51号)新旧対照表

改正後	現行
<p>(この規則の趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、尼崎市立城内地区自動車駐車場の設置及び管理に関する条例(令和2年尼崎市条例第19号。以下「条例」という。)第5条、第8条第3項及び第4項ただし書、第9条第3号、<u>第13条並びに第18条の規定に基づき</u>、尼崎市立城内地区自動車駐車場(以下「駐車場」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(指定申請の公告)</u></p> <p>第7条 市長は、<u>条例第12条の規定により駐車場の管理を行わせるため、法人その他の団体(以下「法人等」という。)</u>であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)を指定しようとするときは、<u>あらかじめ、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。</u></p> <p>(1) <u>管理を行わせようとする施設の名称及び所在地</u></p> <p>(2) <u>指定管理者が行う業務の範囲</u></p> <p>(3) <u>指定管理者の指定の予定期間</u></p> <p>(4) <u>条例第13条の規定による指定の申請(以下「指定申請」という。)の方法</u></p> <p>(5) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p><u>(指定申請の方法)</u></p> <p>第8条 <u>指定申請は、市長が別に定める受付期間内に行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>条例第13条の規則で定める書類は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)</u></p> <p>(2) <u>役員(法人以外の団体にあつては、これに相当する者)の名簿及び履歴書</u></p> <p>(3) <u>法人等が指定申請を行う日の属する</u></p>	<p>(この規則の趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、尼崎市立城内地区自動車駐車場の設置及び管理に関する条例(令和2年尼崎市条例第19号。以下「条例」という。)第5条、第8条第3項及び第4項ただし書、第9条第3号<u>並びに第12条</u>の規定に基づき、尼崎市立城内地区自動車駐車場(以下「駐車場」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。</p>

改正後	現行
<p><u>事業年度（以下「申請年度」という。）における当該法人等の事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）</u></p> <p>(4) <u>法人等（申請年度に設立された法人等を除く。）の申請年度の前事業年度における事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）</u></p> <p>(5) <u>申請年度における財産目録</u></p> <p>(6) <u>組織及び運営に関する事項を記載した書類</u></p> <p>(7) <u>その他市長が必要と認める書類</u> <u>（指定管理者の指定等の通知）</u></p> <p><u>第9条 市長は、指定管理者を指定したときは、その旨を指定管理者指定通知書によりその指定された法人等に通知するものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、指定申請を行った法人等を指定管理者に指定しなかったときは、その旨を指定管理者不指定通知書によりその指定されなかった法人等に通知するものとする。</u> <u>（協定の締結）</u></p> <p><u>第10条 指定管理者は、駐車場の管理に関し、次の各号に掲げる事項について、市長と協定を締結するものとする。</u></p> <p>(1) <u>条例第16条各号に掲げる業務に関すること。</u></p> <p>(2) <u>尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号）の運用に関すること。</u></p> <p>(3) <u>尼崎市個人情報保護条例（平成16年尼崎市条例第48号）の運用に関すること。</u></p> <p>(4) <u>指定管理者が行う業務に要する費用及びその支払方法に関すること。</u></p> <p>(5) <u>地方自治法第（昭和22年法律第67号）244条の2第7項に規定する事業報告書の作成及び提出に関すること。</u></p>	

尼崎市立城内地区自動車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則(令和2年尼崎市規則第51号)新旧対照表

改正後	現行
<p><u>(6) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消し及び管理の業務の全部又は一部の停止に関すること。</u></p> <p><u>(7) その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>(施行の細目)</p> <p><u>第11条 略</u></p> <p>付 則</p> <p>この規則は、令和2年10月10日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p><u>この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(施行の細目)</p> <p><u>第7条 略</u></p> <p>付 則</p> <p>この規則は、令和2年10月10日から施行する。</p>